

福島県

出荷制限指示後の管理の考え方

－わらび、たけのこ－

わらび、たけのこの出荷管理については、関係市町村と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合は、速やかに是正措置を講じる。

なお、わらびについては、栽培のものと野生のものを区分して、出荷前に検査を行う。

1 制限区域の市町村からの出荷防止対策

(1) 採取者対策

わらびの出荷制限が指示された葛尾村、たけのこの出荷制限が指示された天栄村の協力を得て、当該市町村における採取者に対し、一切の出荷を行わないよう周知するとともに、巡回指導を行う。

(2) 流通対策

地元JAや直売所、卸売り市場等に対し、出荷制限が指示された市町村産のわらび、たけのこを扱わないこと、産地の市町村を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これらの流通拠点の巡回指導を行う。

また、定期的にネット上による通販の監視を行い、出荷制限が指示された市町村のわらび、たけのこが販売されていないことを確認する。

2 制限区域外の市町村からの出荷に関する対策

出荷制限が指示された市町村以外の市町村から産出されるわらび、たけのこについては、地元JAや直売所、卸売り市場等に対し、入荷先、販売先の記録の保存と必要に応じて当該記録の県への提出を求める。

また、当該山菜に産地市町村名を表示するよう出荷者及び直売所等に周知徹底する。

これら取組が確実に行われるよう、これらの流通拠点の巡回指導を行う。

出荷制限指示後の管理の考え方  
－野生のわらび、ぜんまい、うど、たらめ－

野生のわらび、ぜんまい、うど、たらめの出荷管理については、関係市町村と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合は、速やかに是正措置を講じる。

なお、栽培されているわらび、ぜんまい、うど、たらめについては、出荷前に検査を行う。

1 制限区域の市町村からの出荷防止対策

(1) 採取者対策

野生のわらびの出荷制限が指示された広野町、野生のぜんまいの出荷制限が指示された大玉村、広野町、野生のうどの出荷制限が指示された須賀川市、広野町、相馬市及び葛尾村、野生のたらめの出荷制限が指示された猪苗代町の協力を得て、当該市町村における採取者に対し、一切の出荷を行わないよう周知するとともに、巡回指導を行う。

(2) 流通対策

地元 JA や直売所、卸売り市場等に対し、出荷制限が指示された市町村産の野生のわらび、ぜんまい、うど、たらめを扱わないこと、産地の市町村を確認のうえ、適切な表示（栽培、野生）により流通させることを要請するとともに、これらの流通拠点の巡回指導を行う。

また、定期的にネット上による通販の監視を行い、出荷制限が指示された市町村の野生のわらび、ぜんまい、うど、たらめが販売されていないことを確認する。

2 制限区域外の市町村からの出荷に関する対策

出荷制限が指示された市町村以外の市町村から産出される野生のわらび、ぜんまい、うど、たらめについては、地元 JA や直売所、卸売り市場等に対し、入荷先、販売先の記録の保存と必要に応じて当該記録の県への提出を求める。

また、当該山菜に産地市町村名を表示するよう出荷者及び直売所等に周知徹底する。

これら取組が確実に行われるよう、これらの流通拠点の巡回指導を行う。